

平成19年第2回

石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

自 平成19年11月26日

至 平成19年11月26日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第2回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

第1号（11月26日）

1. 招集年月日	1
1. 招集場所	1
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した職員	1
1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 開 会（午後2時7分）	3
1. 開 議	3
1. 広域連合長あいさつ	3
○広域連合長（山出 保君）	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第16号）	4
1. 提案理由の説明	4
○広域連合長（山出 保君）	4
1. 質 疑	5
○4番（梶 文秋君）	5
○広域連合長（山出 保君）の答弁	7
1. 討 論	7
1. 採 決	7
1. 日程追加（陳情取扱の件）	8
1. 議案上程（陳情第111号及び陳情第113号）	8
1. 質 疑	9
1. 討 論	9
○8番（杉本正一君）	9
1. 採 決	10
1. 議案上程（陳情第112号）	10
1. 質 疑	10
1. 討 論	10
○15番（林 一夫君）	10
1. 採 決	11
1. 閉 議	11
1. 閉 会（午後2時42分）	11
[参照]	
・説明員の出席及び委任について（通知）	
・陳情第111号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情	

- ・陳情第112号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情
- ・陳情第113号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書

1. 署名議員.....17

平成19年11月26日（月曜日）

第 1 号

○招集年月日

平成19年11月26日

○招集場所

石川県地場産業振興センター

○出席議員（17名）

1番 宮保 喜一（金沢市）君	2番 仙田 忍（七尾市）君
3番 橋本 康容（小松市）君	4番 梶 文秋（輪島市）君
5番 泉谷満寿裕（珠洲市）君	6番 大幸 甚（加賀市）君
7番 川口 正雄（羽咋市）君	8番 杉本 正一（かほく市）君
11番 坂井 毅（川北町）君	12番 大東 和美（野々市町）君
13番 谷口 正一（津幡町）君	14番 渡辺 旺（内灘町）君
15番 林 一夫（志賀町）君	16番 林 一郎（宝達志水町）君
17番 杉本 栄蔵（中能登町）君	18番 石川 宣雄（穴水町）君
19番 持木 一茂（能登町）君	

○欠席議員（2名）

9番 北村 登（白山市）君	10番 中野眞治郎（能美市）君
---------------	-----------------

○説明のため出席した者

広域連合長 山出 保 君	副広域連合長 村 隆一 君
事務局長 西川 文明 君	総務課長 岡部 亮 君
業務課長 寺二 奉代 君	会計管理者 若狭 義高 君

○職務のため出席した職員

事務局次長 岡 健一 君	書記 坂下 敏彦 君
書記 横浜 猛夫 君	

○議事日程（第1号）

平成19年11月26日（月）午後2時7分開議
日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第16号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例について
追加日程第5 陳情第111号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める
陳情
追加日程第6 陳情第112号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情
追加日程第7 陳情第113号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める
陳情書
-

○本日の会議に付した事件

- 議案第16号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例につ
いて
陳情第111号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情
陳情第112号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情
陳情第113号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書

○開会・開議

午後2時7分 開会

○議長（宮保喜一君） ただいまから平成19年第2回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17名で、定足数に達しております。

よって、本日の会議を開きます。

~~~~~

## ○広域連合長あいさつ

○議長（宮保喜一君） ここで、山出広域連合長より招集のごあいさつをお願いします。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 山出広域連合長。  
〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
皆様方におかれましては、何かとご多用のなか、ご出席をいただきまして、お礼を申し上げます。

本日は、後期高齢者医療制度において、最も重要な要素であります保険料率を規定するための「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」、本条例をご審議をいただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度における保険料率は、被保険者である75歳以上の後期高齢者の生活に直接影響をおよぼすものでありますことから、これまで何度も、県内の各市長さん、各町長さんと協議を重ねまして、いろいろご意見を伺い、慎重に検討を重ねてまいりました。

保険料率につきましては、低所得者に対する均等割を、7割、5割、2割減額する保険料率の軽減措置を設けるなど、被保険者の皆様の保険料負担が少しでも軽減されるように配慮いたしてまいりました。

また、制度を安定的に確保いたしますために、県に対しまして、財政安定化基金の早期設置、これに要する財源の確保、また、健診事業にかかる県費補助の要望も強く行ってきたところであり、引き続き要望してまいりたい、このように考えております。

さらに、新しい制度が円滑に施行できますように、後期高齢者医療制度の趣旨や仕組み、また、保険料率につきましては、新聞広告や広報誌を通じて被保険者の皆様に説明いたしますとともに、フォーラムや地区説明会を開催をし、全県にわたり後期高齢者医療制度の広報周知に取り組むことにいたしております。

各位におかれましては、平成20年4月から、円滑に新しい制度がスタートできますように、今後とも、石川県後期高齢者医療広域連合の運営に、格別なご尽力をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつにさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~

○会議録署名議員の指名

○議長（宮保喜一君） これより、日程第1会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に川口正雄君及び持木一茂君を指名します。

~~~~~

## ○会期の決定

- 議長（宮保喜一君） 次に、日程第2会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日一日と決定いたしました。
- ~~~~~

## ○諸般の報告

- 議長（宮保喜一君） 次に、日程第3諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定による今臨時会の説明員の氏名は、お手元に配付のとおりであります。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。
- ~~~~~

## ○議案上程

- 議長（宮保喜一君） これより、日程第4議案第16号を議題といたします。
- ~~~~~

## ○提案理由の説明

- 議長（宮保喜一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮保喜一君） 広域連合長山出保君。  
〔広域連合長（山出 保君）登壇〕
- 広域連合長（山出 保君） 議案第16号の「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。  
石川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に関しましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」等に定めがありますもののほか、保険料の賦課額及びその他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って、広域連合の条例で定めるということになっております。  
条例の内容についてでございますが、保険料率につきましては、おおむね2年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなくてはいけない、このように、法律で規定をされております。  
算出にあたりましては、平成20年度及び平成21年度の2か年にわたる費用として、医療給付費をはじめ、葬祭費、財政安定化基金拠出金などの費用の見込み額から、同じく収入として、国、県、市町の負担金、後期高齢者交付金など保険料以外の収入の見込み額を控除して、保険料賦課総額を算出をいたしました。  
2か年の被保険者数の見込みを基に、被保険者一人あたりの保険料率を積算した結果、平成20年度及び平成21年度の所得割率を、100分の8.33とし、被保険者均等

割額を、年額45,480円としたものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、50万円と規定しております。

また、低所得者に対する措置として、これにつきましても、政令の定める基準に従って、世帯の所得水準に応じて、均等割額を7割、5割、2割軽減することを規定いたしております。

さらに、被用者保険の被扶養者であった者が新たに後期高齢者医療制度に加入することとなった場合の措置として、2年間は、保険料を均等割額のみとし、その額も半額に軽減することを規定しております。

このことに関しまして、つい先日、国で決定されました、被用者保険の被扶養者であった者に対する、新たな保険料負担の凍結措置につきましても、平成20年度におきましては、半年間は保険料を無料とし、半年間は1割負担とするという、国の方針どおりとする保険料賦課の特例に関する規定につきましてもこの条例に盛り込んだところでございます。

また、災害、疾病、失業等の理由により、必要があると認められる場合には、保険料の徴収猶予又は減免をすることができる旨につきましても規定しているところであります。

なお、平成15年度から平成17年度までの3年間の一人当たり平均老人医療給付費が、広域連合全体における一人当たり平均に対して20パーセント以上低く乖離している市町に対しましては、県内統一の保険料率の例外措置といたしまして、最長で6年間保険料率を低く認定することができることとなっております。

この広域連合では、珠洲市がこれに該当いたしますために、この特例措置を6年間適用する規定を設けることにいたしております。

そのほか、葬祭費の額を5万円とすることや被保険者の健康の保持増進のために健康診査を実施できる旨を規定しているものであります。

以上が条例の大要でございます。提案理由の説明にさせていただきます。どうか、よろしく、ご審議を賜りますように、お願い申し上げます。

~~~~~

○質 疑

○議長（宮保喜一君） これより、議案第16号について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を求めます。

〔議長、4番〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 4番梶文秋君。

〔4番（梶文秋君）登壇〕

○4番（梶文秋君） 本日の第2回の臨時会におきまして、提案がなされました、この条例案につきまして、ご質問を申し上げたいと存じます。

いまほど、ご説明のありましたとおり、まったく新たな制度として、来年4月から後期高齢者医療制度がスタートすると、その過程において、様々な問題点を事務局の方々を中心として、非常にきめ細やかにまとめてこられたということに対して、まず、冒頭、敬意を表したいというふうに思っております。

この制度が、75歳以上の方を対象とし、新たな医療制度としてスタートするわけでありましても、介護保険制度と同様といたしまして、全員の被保険者、お一人お一人

人に対して、その保険料の算定をし、賦課をするということになっています。

説明がありましたように、本県の場合、この保険料について、みてみますと、均等割、所得割合合わせますと、年額84,564円、うち均等割額だけありますと、45,480円、これを1か月あたりにばらしてまいりますと、均等割、所得割合合わせますと、概ね7,047円、均等割では、3,790円ということになってこようかと思いますが、この7,047円について、全国の、今日私どもが聞かされている、平均値6,200円という数字からみると、高く設定されているという、そういった感があるわけでありましてけれども、この全国の数値は、葬祭費や、あるいは、審査支払手数料などが含まれていない数値であり、そこに加えて、石川県は、全国的にみて、医療費の支払額の数値が高いということなどを含めると、この6,200円という全国平均にプラスをしたそれらの要素を盛り込み、7,047円という数字は、厳しいながらも、妥当なことであろうというふうにも思っているわけでありまして。

もちろん、この保険料の徴収は、それぞれの年金から天引きするということが原則であるということでありまして。

そうしたことであれば、被保険者にとっても、大変、年金生活の中からこういった保険料が引かれていくわけであり、その意味では、新たな、厳しい制度の中での負担を強いられるということになるわけでありまして、その中で、2割、5割、7割という、低所得者に対する軽減措置があるということで、今回の条例案の15条の中にそのことがうたわれているところであります。

加えて、今ほど、連合長からもありましたとおり、社会保険の方に入っている方の被扶養者であった方については、2年間の激変緩和措置、そのことで5割の減額賦課が盛り込まれている。

また、これをさらに被扶養者の方々に対して、来年から半年間は、これを凍結する。また、半年後の10月からは、これの9割軽減をするという措置が盛り込まれているということも、これも、非常に、厳しい中でも、ありがたいことだというふうに、考えているところであります。

そこで、今回、少し、この制度だけではなくて、介護保険や、あるいは、国民健康保険という制度の中でも、同じような問題が出てまいりますけれども、そのことについて、少し、おたずねを申し上げたいというふうに考えておるところであります。

といいますのは、今回の高齢者医療の中におきましても、いわゆる、2割、5割、7割の軽減対象とするときに、どの軽減措置を受けられるかという、低所得者の立場からみれば、高齢者75歳以上の方、被保険者が、世帯主であるのか、あるいは、そこに同居している家族の息子さんが世帯主であるのか。つまり、高齢者自体が世帯主であるケースと、息子さんが世帯主であるケースとによって、大きな違いがでてくる。

高齢者が世帯主である場合は、この高齢者の所得だけをおしはかって、軽減措置を行う。

ところが、息子さんが世帯主である場合には、高齢者の所得も当然ですが、息子さんの所得も合わせたもので軽減措置をはかろうとするということになってまいりますと、前段にでてくる被保険者一人一人の保険料を負担するという概念からいくと、その家族の構成によって大きく変化があります。

このことは、他の制度も含めて、少し、疑問を感じざるを得ない。とそんなふうに考えておるところであります。

ともあれ、奥能登におきましては、高齢化率が高い、あるいは、少子高齢化という、こういう中で、いま、社会全体として、できれば、家族、年寄りと若者と孫も含めて、同居の世帯であるということが、非常に社会現象として望ましい。

しかし、この保険料の2割、5割、7割の軽減を受けたいがために、ここで、世帯分離をして、そして、高齢者だけの世帯を個々にひとつ作っていかねば、保険料が高くなっていくという、このことは、行政としては、少し問題を感じざるを得ない。

こういったことを含めると、少しですね、これからの核家族化が進んでいくという、こういう社会現象の中において、この、今の後期高齢者連合として、あるいは、これは、もっと他の制度にも、申し上げなければならぬと思うわけでありまして、それらについての広域連合長の考え方をお聞かせいただきたい、そのように思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 山出広域連合長。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 4番の梶議員にお答えをいたします。

保険料の軽減につきましては、さきほど、提案理由の説明でも申しあげましたが、高齢者の医療の確保に関する法律第115条によりまして、保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って後期高齢者医療広域連合の条例で定める。このようにされております。

また、政令にありましては、被保険者と世帯主の所得の合計額で保険料の軽減判定を行うこととなっておりますので、この規定に従って条例に規定をしたものでございます。

ご指摘のとおり、後期高齢者医療制度では、保険料は、個人ごとに賦課されるのでございますが、軽減については、本人のみならず、世帯主の所得を判定基準にする。いうこととなっております。

これは、軽減については、個人単位で判断するのではなく、世帯に着目して軽減を判定するものであり、国民健康保険制度でも、同様に、被保険者と世帯主の合計所得で軽減判定を行いまして、被保険者の所得に対して賦課をするということになっております。

建前論でございますが、そのように法律及び政令で規定されておりますので、この趣旨をご理解くださるようお願いをいたします。

○議長（宮保喜一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

~~~~~

## ○討 論

○議長（宮保喜一君） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 討論はなしと認め、討論を終わります。

~~~~~

○採 決

○議長（宮保喜一君） これより、採決を行います。

議案第16号石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立者多数〕

○議長（宮保喜一君） 起立多数であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

### ○日程追加（陳情第111号から陳情第113号まで）

○議長（宮保喜一君） 次に、お手元に配付のとおり、後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情、後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情及び後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書の3件を受理しております。

お諮りいたします。

陳情第111号後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5とし、審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第111号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5とし、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第112号後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第6とし、審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第112号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第6とし、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第113号後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7とし、審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第113号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7とし、審議することに決定いたしました。

〔陳情文書表配付〕

~~~~~

○議案上程

○議長（宮保喜一君） 追加日程第5陳情第111号後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情及び追加日程第7陳情第113号後期高齢者医療制度に関する意

見書の提出を求める陳情書の内容につきましては、ただいまお配りした陳情文書表のとおりであります。これらの陳情事項が同じ内容でございます。

よって、一括議題といたします。

~~~~~

## ○質 疑

○議長（宮保喜一君） これより、本案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

~~~~~

○討 論

○議長（宮保喜一君） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 8番杉本正一君。

〔8番（杉本正一君）登壇〕

○8番（杉本正一君） 8番杉本正一です。

陳情111号及び陳情113号後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情に対して反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、創設された制度であります。

その基本的な考え方は、一つ、世界最長の平均寿命と高い医療水準を達成してきた国民皆保険制度を将来にわたって堅持すること。

一つ、高齢者の心身の特性に応じた、安心で安全な質の高い医療が受けられる体制を確保すること。

一つ、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とすること。

一つ、都道府県単位で運営することにより、スケールメリットを生かし、財政リスクを回避することです。

この基本的な考え方は、現在の医療制度が抱える諸問題を解決する有効なものであります。

また、この趣旨を反映した後期高齢者医療制度は、高齢者の心身の特性等に応じた適切な医療を確保するために必要な制度だと考えております。

現在、石川県後期高齢者医療広域連合では、平成20年4月の制度施行に向けて、滞りなく準備が進めているとの報告を受けています。新制度実施時には、住民が不安に思ったり、疑問を抱くこともあります。

そのため、私は、広域連合に、住民に充分、情報を提供し、さまざまな方法による広報周知を努力していただき、住民が納得できる運営を行っていただきたいと思っております。

以上のことから、国に対して制度実施の中止を求める意見書の提出については、慎重に判断すべきであると考えていることを表明し、反対討論とします。

○議長（宮保喜一君）他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君）討論はなしと認め、討論を終わります。

~~~~~

## ○採 決

○議長（宮保喜一君）これより、一括採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

陳情第111号及び陳情第113号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立者なし〕

○議長（宮保喜一君）起立なしであります。

したがって、陳情第111号及び陳情第113号は、不採択とすることに決しました。

~~~~~

○議案上程

○議長（宮保喜一君）これより、追加日程第6陳情第112号後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情を議題といたします。

陳情の内容につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

~~~~~

## ○質 疑

○議長（宮保喜一君）これより、本案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

~~~~~

○討 論

○議長（宮保喜一君）これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、15番」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君）15番林一夫君。

〔15番（林一夫君）登壇〕

○15番（林一夫君）15番林一夫です。

陳情第112号後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情に対して、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員が加入し、保険料を負担し合って、運営するものであります。

被保険者の方々が、それぞれの所得に応じて保険料を納めてもらうことが、制度を維持する大前提となるものと考えています。

このような制度の中で、一部の人々が保険料を納めず、保険料を滞納した場合においては、災害等の特別の事情があると認められる場合は別といたしまして、まず、必要なこ

とは、そのような方に、保険料を納めていただくよう働きかけることです。

従いまして、そのような働きかけを行ったとしても、依然として納めてもらえない方には、負担の公平という観点から、何らかの措置が必要となります。

法律では、そのような場合に、保険証を返還してもらい、被保険者資格証明書を交付することとしているものでありますが、その場合には、医療に要する費用について、特別療養費が支給されるということです。

保険料を滞納する理由には、さまざまなものがあり、災害等特別な事情があるなど、真にやむを得ない方にまで、一律に資格証明書を発行するのはいかがなものかと考えますが、支払い能力があるにもかかわらず、理由もなく長期にわたり保険料を滞納する方には、被保険者間の公平の確保と制度の信頼性の維持の観点から、資格証明書の発行は、やむを得ないものではないかと思っております。

このようなことから、この陳情については、慎重に対応すべきであると考えてるものがあります。以上反対討論といたします。

○議長（宮保喜一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 討論はなしと認め、討論を終わります。

~~~~~

## ○採 決

○議長（宮保喜一君） これより、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

陳情第112号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立者なし〕

○議長（宮保喜一君） 起立なしであります。

よって、陳情第112号は、不採択とすることに決しました。

~~~~~

○閉議・閉会

○議長（宮保喜一君） 以上をもって、本臨時会の議事は、全部終了いたしました。

これをもって、平成19年第2回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時42分 閉会

[参 照]

(写)

広 総 第 1 5 3 号
平成19年11月26日

石川県後期高齢者医療広域連合
議会議長 宮 保 喜 一 様

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 山 出 保

説明員の出席及び委任について（通知）

平成19年11月26日付け広議第30号で請求された地方自治法第121条の規定に基づく平成19年第2回（11月）石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の説明員は、次のとおりです。

副広域連合長	村	隆 一
事務局 長	西 川	文 明
総務課 長	岡 部	亮
業務課 長	寺 二	奉 代
会計管理者	若 狭	義 高

平成19年第2回(11月)石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

陳情文書表

石川県後期高齢者医療広域連合議会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情の要旨	陳情者の住 所	氏 名	備 考
111	平成19年 11月16日	後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書 (陳情写し別紙のとおり)	国に対して後期高齢者医療制度の実施を中止し、議論をやり直すよう求める意見書を提出すること。	金沢市広坂 1-1-1	日本共産党金沢市議員団 升 きよみ 森尾嘉昭 大桑 進	
112	平成19年 11月22日	後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情 (陳情写し別紙のとおり)	資格証明書は発行しないこと。	金沢市京町 24-14	石川県社会保障推進協議会 代表委員 清水 巍	
113	平成19年 11月22日	後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書 (陳情写し別紙のとおり)	国に対し、後期高齢者医療制度の実施を中止し、議論をやり直すよう求める意見書を提出すること。	加賀市松が丘 3-18-5 小松市島町 チ164 能美市粟生 リ14 白山市宮永 新町294 石川郡野々市 町御経塚1-31	日本共産党加賀市 議会議員 新後由紀子 日本共産党小松市 議会議員 橋本米子 日本共産党能美市 議会議員 近藤啓子 日本共産党白山市 議会議員 宮岸美苗 日本共産党野々市町 議会議員 岩見 博	

平成 19 年 11 月 16 日

石川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 宮保 喜一 様



陳情者

金沢市広坂 1-1-1
日本共産党金沢市議員団
升 きよみ
森尾 嘉昭
大桑 進



後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情

陳情事項

国に対して後期高齢者医療制度の実施を中止し、議論をやり直すよう求める意見書を提出すること。

理由

75 歳以上の人を対象に「後期高齢者医療制度」が、来年四月から実施されようとしています。この内容が明らかにされるに従って、各方面から批判と再検討する声があり、制度の見直しなどを求める意見書を可決したり、請願を採択した地方議会は 295 議会にのぼっています。

この制度の問題点は、75 歳以上の人を国民健康保険や健康保険などから追い出し、保険料と介護保険料をあわせ年金から「天引き」すると共に、医療を抑制するなどまともな医療を受けられなくする内容となっていることです。

よって、国に対して意見書の提出していただくよう陳情いたします。

後期高齢者医療制度の充実を求めるための陳情

2007年11月22日

石川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 宮保 喜一 様



【陳情人】
団体名
代表者名
住所
電話



【陳情趣旨】

現状の国民健康保険制度では、1年以上保険料を滞納している場合、特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付するとなっています。ただし、老人保健法対象者は資格証明書の発行が除外されています。

石川県では1987年4月に47歳の主婦が資格証明書の発行のために、高血圧の治療が出来ずに亡くなるという悲しい事件が発生しました。そのために、県内の自治体は、国民健康保険法「改正」後も資格証明書を発行しない市町が少なからず存在します。

資格証明書を発行している自治体も、保険料を払える収入や資産があるのに払わない悪質滞納者のみが資格証明書の対象となっています。

ところが、後期高齢者医療制度は、現行除外になっている75歳以上の高齢者にも資格証明書が発行されることとなります。また、年金月1万5千円未満の低年金・無年金の人で保険料を滞納した高齢者が資格証明書の発行の対象となります。

後期高齢者医療制度において、国民健康保険の資格証明書発行の考え方を180度変えるものです。1万5千円未満の低年金・無年金のために保険料を払えない人が全額医療費を払うことが可能でしょうか。1万5千円未満の低年金・無年金の高齢者は受診するなと言うに等しい仕組みです。

広域連合で「資格証明書を発行する」と決めても、その決定を実行するのは、市町です。1万5千円未満の低年金・無年金高齢者から保険料を徴収し、滞納した場合、保険証の返還を求め、資格証明書を交付するのは市町です。まさしく市町村長は住民から「鬼か悪魔か」と言われかねないことを行わなければなりません。

後期高齢者医療制度において資格証明書を発行することは、1万5千円未満の低年金・無年金の後期高齢者のいのちを奪い、健康を悪化させるものであり、さらに自治体行政をゆがめるものです。以上から私たちは、石川県後期高齢者医療広域連合では資格証明書は発行すべきでないと考えています。

よって広域連合議会におかれましては、下記の事項を決定いただきたく陳情を致します。

【陳情事項】

1. 「資格証明書」は発行しないこと。

2007年11月22日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

議長 宮保喜一様



陳情者

加賀市松が丘3-18-5

日本共産党加賀市議会議員

新後由紀子

小松市島町チ164

日本共産党小松市議会議員

橋本米子

能美市粟生リ14

日本共産党能美市議会議員

近藤啓子

白山市宮永新町294

日本共産党白山市議会議員

宮岸美苗

石川郡野々市町御経塚1-31

日本共産党野々市町議会議員

岩見博

後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情事項

国に対し、後期高齢者医療制度の実施を中止し、議論をやり直すよう求める意見書を提出して下さい。

理由

来年4月から75歳以上を対象にした「後期高齢者医療制度」が実施されようとしています。しかし、今日においても多くの高齢者、国民は制度自体とその内容を知らないのが現状です。一方、その内容が明らかになるにしたがって各方面から批判と再検討を求める声が広がり、制度の見直しを求める意見書の可決、請願の採択をした地方議会は295議会にのぼっています。

この制度の問題点は、75歳以上の人を国民健康保険や健康保険などからの追い出しと、保険料と介護保険料を合わせて年金から「天引き」とするとともに、医療を抑制するなどまともな医療を受けられなくする内容となっていることです。

よって、貴議会として、国に対して意見書の提出をしていただくよう陳情いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議会議長 高保喜一

署名議員 川口正雄

署名議員 持木一茂